

防火管理講習受講案内

(令和6年度上半期)

1 講習開催日等

《甲種防火管理新規講習・乙種防火管理講習》(年13回開催予定)

回数	開催日		申請期間	開催場所
	1日目	2日目		
第1回	4月11日(木)	4月12日(金)	令和6年3月4日(月)～令和6年3月22日(金)	セーフティーちば1階講堂 (各定員126名)
第2回	5月21日(火)	5月22日(水)	令和6年3月25日(月)～令和6年4月12日(金)	
第3回	6月4日(火)	6月5日(水)	令和6年4月15日(月)～令和6年5月10日(金)	
第4回	6月22日(土)	6月23日(日)	令和6年5月13日(月)～令和6年5月31日(金)	
第5回	7月25日(木)	7月26日(金)	令和6年6月3日(月)～令和6年6月21日(金)	
第6回	8月20日(火)	8月21日(水)	令和6年6月24日(月)～令和6年7月19日(金)	
第7回	9月11日(水)	9月12日(木)	令和6年7月22日(月)～令和6年8月9日(金)	
第8回	10月22日(火)	10月23日(水)	令和6年8月19日(月)～令和6年9月20日(金)	
第9回	11月16日(土)	11月17日(日)	令和6年9月24日(火)～令和6年10月18日(金)	

※「甲乙併催」は甲種防火管理新規講習と乙種防火管理講習を同時に実施する講習。乙種防火管理講習は1日目のみ申請期間開始日が10月以降の開催日程については8月上旬を目途に発表します。

2 講習会場

セーフティーちば(千葉市消防局) 1階講堂 千葉市中央区長洲1丁目2番1号

※講習者用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

3 講習時間

(1) 甲種防火管理新規講習

ア 講習科目の免除のない方

1日目 9時30分から15時55分頃まで(受付は8時45分から)

2日目 9時30分から16時45分頃まで(受付は8時45分から)

イ 講習科目の一部免除希望者

1日目 10時50分から15時55分頃まで(受付は10時35分から)

2日目 10時40分から16時45分頃まで(受付は10時25分から)

※講習の最後に効果測定を実施します(甲種のみ)。効果測定で一定の点数に達しない方は、上記の講習時間終了後、20分程度の補講を受講していただいた後、修了証を交付します。

(2) 乙種防火管理講習(講習時の1日目)

9時30分から16時10分頃まで(受付は8時45分から)

4 講習内容等

(1) 講習科目(甲種防火管理新規講習のみ効果測定を実施)

甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習の共通科目

防火管理の意義と制度の概要、火気取扱いの基本知識と出火防止対策、地震対策、施設・設備等の維持管理、自衛消防、防火管理の進め方と消防計画

(2) 講習テキスト

「防火管理講習テキスト」「防火管理維持台帳」※テキストは当日会場で配布します。

(3) 講習費用(テキスト代金)

4,510円(本体価格4,100円、消費税410円)

講習日の5日前までに、受講申請完了後にお渡し(電子申請の場合、「到達通知」メール記載URL先からダウンロード)する「防火管理者等のテキスト代のお振込について」をお読みのうえ、指定する口座にお振込ください。

(4) 講習科目の一部免除について

「防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示」(平成22年消防庁告示第18号)に基づき、

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務講習修了者及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者講習修了者に対しては講習科目の一部を免除します。

5 受講資格

市内に居住又は勤務されている方

6 申請方法等

(1) 窓口での申請

ア 申請場所(千葉市内の消防署予防課予防係で申請を受け付けます。)

千葉市中 央消防署 〒260-0854	中 央 区 長 洲 1-2-1 TEL043-202-1617
千葉市花見川消防署 〒262-0013	花見川区犢橋町107-2 TEL043-259-2571
千葉市稲 毛消防署 〒263-0024	稲 毛 区 穴 川 4-12-2 TEL043-284-5144
千葉市若 葉消防署 〒264-0001	若葉区金親町2 4 4 - 1 TEL043-237-8041
千葉市 緑 消防署 〒266-0031	緑 区 お ゆ み 野 3-15-1 TEL043-292-6147
千葉市美 浜消防署 〒261-0011	美 浜 区 真 砂 5-15-6 TEL043-279-0196

イ 申請受付時間

9時00分から17時00分まで(土日、祝日及び12月29日から1月3日までは除きます。)

ウ 申請に必要なもの

(ア) 防火管理講習等申請書

(イ) 必要な修了証の写し(講習科目の一部免除を希望される方のみ)

(2) 電子申請

ア 電子申請サービスのURL等

URL : <https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/>

※表示されたページ内で、検索キーワードに「防火管理講習」を入力し検索して下さい。

イ 申請受付時間

申請開始日の9時00分から申請終了日の23時59分まで

ウ 申請に必要なもの

必要な修了証の写し(講習科目の一部免除を希望される方のみ)

(3) その他

ア 受付は先着順に行いますので、定員に達し次第締め切らせていただきます。

イ 電話、FAX及び電子メールによる申請は受け付けられません。

※原則は、窓口での申請及び電子申請になりますが、どちらも利用できない場合は郵送による申請も可能です。

(ア) 郵送で申請する場合

下記の3点を郵送ください。

- ・ 防火管理講習等申請書 (申請書に必要な事項をご記入ください。)
- ・ 必要な修了証の写し(講習科目の一部免除を希望される方のみ)
- ・ 返信用の封筒

(宛先を記入し重量に対応した切手を貼ってください。返信用封筒の内容物は、受講者一人あたり約15gになります。2人以上同時に申し込む場合も重量に応じた切手が必要です。なお、返信用封筒に切手が貼付されていないときは、受付をせず返送も行いません。)

(イ) 郵送先

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-2-1 千葉市消防局予防部予防課 (TEL043-202-1613)

(ウ) その他

申請期間内に消防局予防課に到達したもののみ受け、申請期間外に到達したものは、同封されている返信用封筒にて返送します。到達時点で締め切っていた場合は、受付をせずそのまま返送します。

ウ 講習種別を変更する場合は、講習日の7日前までにご連絡ください。



電子申請サービスQRコード

7 受講要領

申請完了時にお渡し（電子申請の場合、「到達通知」メール記載URL先からダウンロード）する「防火管理講習を受講される方へ」をご参照ください。

8 その他

- (1) 振り込まれた講習費用（テキスト代金）は、理由に関わらず返金できませんが、年度内であれば次回以降の講習へ振り替えることができます。なお、年度内に振り替える方は再申請をお願いします。
- (2) 講習受付時及び修了証交付時に、受講者本人を確認できる書類の提示をお願いしておりますので必ず持参してください。
- (3) 定員については、状況に応じて変更する場合があります。最新の情報は千葉市消防局のホームページをご確認ください。

受講者本人を確認できる書類は、国又は地方公共団体の機関が発行した写真が貼付してある書類をいい、以下の例のうちいずれか1つの書類をご提示ください。

【例】 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護証明書、仮滞在許可書、みなし外国人登録証明書

（平成24年7月9日以降有効なものに限る。） 、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）、マイナンバーカード（個人番号カード）

※なお、上記いずれかの書類をお持ちでない方は、講習日当日の受付までに受講票右下に写真を2枚貼付してください。写真のサイズはタテ3.0cm以上×ヨコ2.4cm以上。コピー不可。プリントの場合は写真出力用紙（厚手）に印刷されたもの。裏面に氏名・署受付番号を記入してください。